

M&Aに関する手続きを理解！

M&A成功マニュアル【中級編】

本書を読むとわかる3つのこと



M&Aの流れの全体像



M&Aの各手続きについて



各手続きに関する疑問を解消

▶▶▶ サービス紹介

弊社事業は、事業承継や株式譲渡、事業譲渡を検討されている企業様向けのM&A仲介サービスです。

01



譲渡企業様
完全成功報酬制

02



業界最低水準の
料金体系

03



豊富な
企業ネットワークと
マッチング力

04



信頼できる
専任アドバイザー

▶▶▶ 目次

01 M&Aのフェーズ

02 M&Aの第1フェーズ

03 M&Aの第2フェーズ

04 M&Aの第3フェーズ

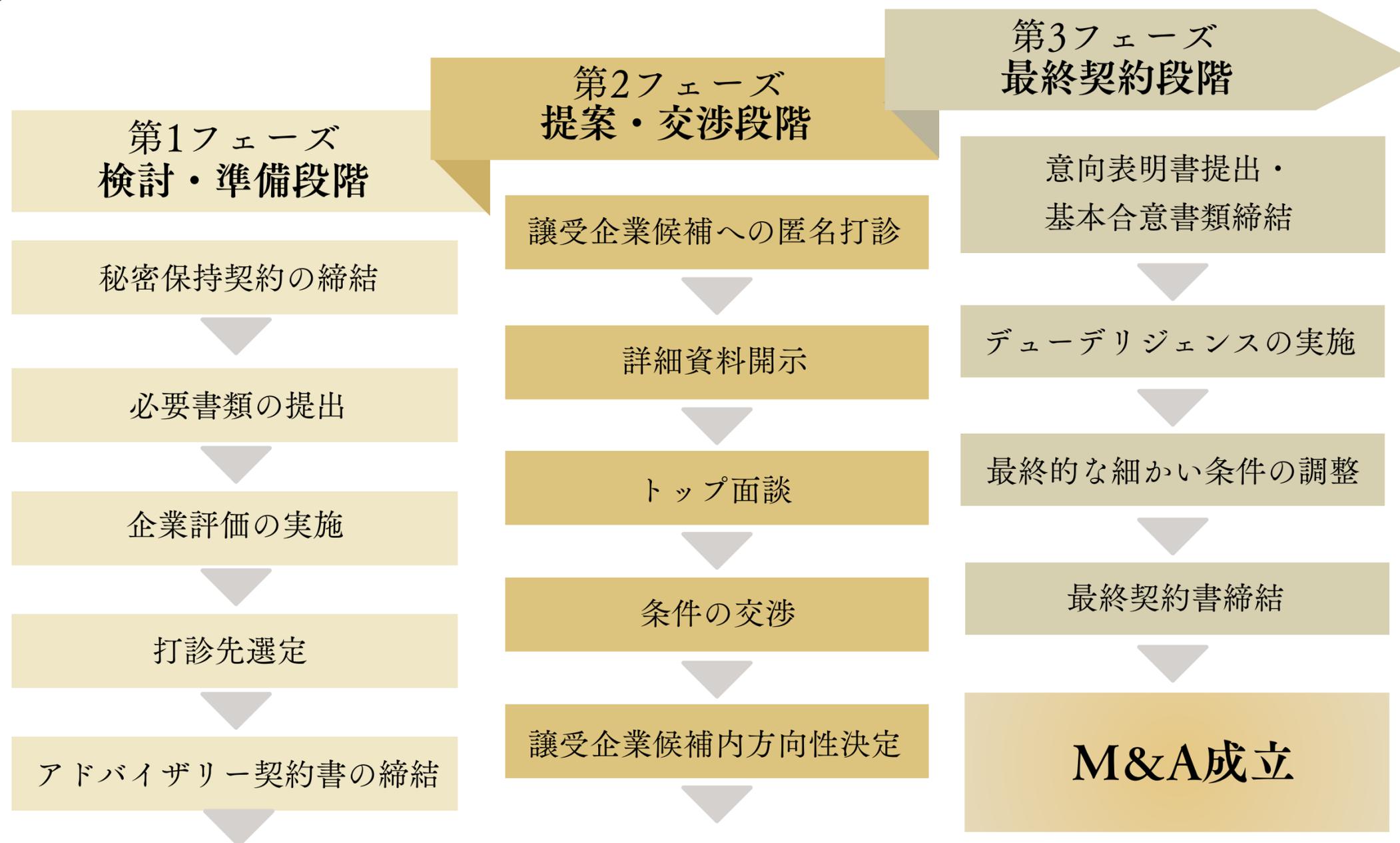
05 M&Aの手続きに関するQ&A

01

M&Aのフェーズ

M&Aの進め方には、以下の通り、大きく3つのフェーズが存在します。

M&A仲介会社等の専門家のサポートが不可欠ですが、オーナー様におかれましても出来る限り知識を得ておくことが望ましいです。



02

M&Aの第1フェーズ

第1フェーズでは、最適な譲受企業様とのマッチングや株式価格の算出のため、譲渡企業様の「ヒト」「モノ」「カネ」等の情報をご開示をいただき、譲受企業様への打診・交渉の準備を行います。

	ステップ	内容
①	秘密保持契約の締結	M&Aを検討しているという事実や、企業の各種情報を外部に漏洩させないことを約束する契約です。従業員、取引先、第三者に知られることなくM&Aを進めることが重要です。
②	必要書類の提出	M&A仲介会社等のファイナンシャルアドバイザー（以下「FA」）に、譲渡企業様の決算書等の必要書類を提出。FAは当該書類をもとに、譲受企業様への打診・交渉に必要なノンネームシートや企業概要書を作成。 ノンネームシート：事業内容、従業員数、売上高、会社の強み等企業名を伏せた形の資料 企業概要書：企業名を含めたノンネームシートより詳細な資料
③	企業評価の実施	FAは、②で受領した資料をもとに、譲渡企業様の財務分析等の企業評価を実施。おおよその株式譲渡金額の算出をします。
④	打診先選定	FAと相談し、譲受企業候補をリストアップします。譲受企業様は、従業員の処遇や時期、売却価格目線等のご希望をFAにお伝えし、最適なアプローチ先を絞り込みます。
⑤	アドバイザー契約書の締結	譲渡企業様がFAにM&A取引成立までの実務を委託する契約書。FAによっては、このタイミングで着手金や月額報酬が発生する場合がありますのでご確認ください。

02

M&Aの第2フェーズ

第2フェーズでは、第1フェーズで作成した資料やヒヤリングしたご希望をもとに、譲受企業様への打診・交渉を行います。

	ステップ	内容
①	譲受企業候補への匿名打診	FAが、ステップ1で作成したノンネームシートを用い、譲受候補先の企業に、譲渡企業様の情報を匿名状態のまま提案を行います。
②	詳細資料の開示	提案に関心を示した企業に対し、ステップ1で作成した企業概要書を開示。事前に譲受企業様と秘密保持契約を締結しているため、譲渡企業様の情報が漏洩する心配はありません。
③	トップ面談	企業概要書を検討し、M&Aに興味を示した譲受候補企業様と譲渡企業様の経営者同志が面談します。
④	条件の交渉	FAのサポートによって、譲渡金額、譲渡予定日、その他の条件に関する交渉を実施します。
⑤	譲受企業候補内方向性決定	譲受候補企業内で、トップ面談や条件交渉を踏まえて、本件M&Aの検討を進めるべきか否かの検討が行われます。

02

M&Aの第3フェーズ

第3フェーズでは、譲渡企業様、譲受企業様双方に満足出来るM&Aの成立に向け、最終的な確認や交渉が行われます。

	ステップ	内容
①	意向表明書提出 基本合意書締結	意向表明書 譲受候補企業が、譲渡企業に対し、譲受の意思を示す書類 基本合意書 M&Aに関する各項目を基本合意し、M&Aの検討を継続することを確認する書類 譲渡予定金額、譲渡予定日、デューデリジェンス手順、独占交渉権の付与等が記載されます。
②	デューデリジェンスの実施	譲受候補企業は、譲渡企業に対し、専門家に依頼をし、財務・法務・労務・ビジネス等の分野の調査を行い、譲渡企業が抱えるリスク等の把握に努めます。
③	最終的な細かい条件の調整	デューデリジェンスの結果を受けて、譲渡金額、譲渡条件、表明保証の内容等の条件の交渉を実施します。
④	最終契約書締結	条件の調整内容等を反映した株式譲渡契約書等の本件M&Aに必要となる契約書（総称して「最終契約書」）の締結をします。取引条件に加え、当事者の権利・締結後のトラブル発生に対する対応方針についても記載されます。
⑤	M&A成立	最終契約書の内容に基づき、株式名簿の変更等の経営権の移転手続きや、譲渡金額の払い込み等（クロージング）を行います。従業員様にはクロージング直後にM&Aを公表します。公表後速やかに、譲受企業との統合プロセスに移行します。

05

M&Aの手続きに関するQ&A

Q. 必要書類の提出時、不利な情報が記載されている資料は提出しなくてよいのでしょうか？
譲受企業との間でトラブルが発生する可能性があるため、すべての書類の提出をお願いします。

Q. トップ面談では、どのようなことを話し合うのでしょうか？

企業や事業の内容だけでなく、経営者様のビジョンや想いについて話し合います。トップ面談は、M&Aに関する条件交渉ではなく、企業様同志の相性のご確認に重きをおく場となります。

Q. 基本合意書締結で、M&Aに関する条件は確定するのでしょうか？

基本合意書は、独占交渉権の付与等の項目以外は法的拘束力を持ちません。基本合意書締結後のデューデリジェンスの結果によって、譲渡金額が変動する可能性もあります。

その他、ご不明点や気になることがあれば、ご相談は無料のため、弊社までお気軽にお問い合わせください。



株式会社M&A共創パートナーズ

 M&A 共創パートナーズ

無料相談はこちら



info@maco-creation.com